

公益財団法人 Uビジョン研究所

第3期 2018年度 事業報告書

～2018年10月1日から2019年3月31日までの6ヶ月間～

1 事業の成果

今年度は、事業年度を「10月1日から翌年の9月30日まで」から「4月1日から翌年の3月31日まで」に変更したことに伴い、決算期間が6ヶ月（2018年10月1日から2019年3月31日まで）となりました。

認証事業では、「抜き打ち調査」が1件、講師派遣事業では33回（延べ日数59日間）の研修をほぼ予算通りに実施しました。

赤字決算となった理由には、予定していた認証審査が、次年度に延期となったことや賛助会費の徴収時期の影響が大きく、結果的に赤字決算となりました。またPRに力を入れたことにより印刷製本費、消耗品費が予算より増えました。

しかし、今まで思うように力を入れてこられなかったPR活動を第3期は積極的に行い次に繋がる活動ができたことは評価できると思います。今後は、認証事業、施設評価事業、講師派遣事業の拡大に繋がるよう引き続きPR活動にも力を入れていきます。

公益財団法人に認定されて、初めて内閣府による監査がありました。10：00から16：20まで2人の職員による立ち入り検査があり、大きな指摘事項は特段ありませんでした。

確認事項の「認定時伝達事項」についての対応は、すべて了解されました。2018（平成30）年度の事業報告については詳しい説明を行い、質問としては、施設評価が1件も実施されていないことの原因を求められました。社会福祉法人の第三者評価の受審数の実態においても6.36%で1割にも満たない実施数であることから、施設が評価を受けるという姿勢がない状況を説明しました。しかしながら、施設評価を受審してもらうための積極的な努力もしてこなかったという点では反省し、今後は施設評価の意義についてもPRしていく機会を作っていく必要があることを認識しました。

【賛助会費と寄附金】

賛助会費については、会員の更新時期ではないこともあり（会費の支払時期が4月以降の会員が多いこともあり）、少なくなりました。

寄附金に関しては、「本間政雄しあわせ基金」が設立され、これで基金は8つで総

額28,058,798円となり、中長期計画よりも上回る事ができました。公益財団法人となり税制優遇制度が適応された影響だと思います。

一般寄附金は211,000円となり、これまでの年間寄附金よりも増えました。

【認証事業】

「抜き打ち調査」を実施した施設が1施設のみでした。

「認証審査」の実施はなかった。また、事業計画で予定していた2施設は第3期以内には実施しなかった。

【講師派遣事業】

講師派遣は33回、延べ日数59日間実施しました。昨年度よりも認証施設と新しい施設での研修が増えました。

【セミナー事業】

トップマネジメントセミナーは、東京で2018年11月8日から9日までの2日間実施し、28名の方が参加されました。

【出版事業】

出版事業は新しい出版はないものの、CD-ROM 1枚、書籍5冊を販売しました。

【調査・研究事業】

調査研究は実施していません。

【施設評価事業】

施設評価事業は実施していません。

【事務局】

職員は、認証の管理や実施における調整、PR、ファンディングを試行錯誤しながら、公益法人としての役割を果たし継続させるために頑張っています。施設評価や認証施設を増やすために広告宣伝のさらなる工夫が必要なことを認識して実施する必要があります。

スタッフは全員女性です。女性が働きやすい職場環境を常に意識してチームで力を合わせて頑張っていることはUビジョン研究所の強みです。

2 事業の実施に関する事項

公益財団法人に係る事業

| 事業名 | 事業内容 | 実施日時 | 事業費の金額 (千円) |
|--------|---|---|----------------|
| 寄附金 | 一般寄附金 | | 211 |
| | 使途目的寄附金 | | 1,000 |
| 賛助会費 | 個人賛助会費 | | 140 |
| | 法人賛助会費 | | 100 |
| 認証事業 | ・抜き打ち調査：1ヶ所 | 特別養護老人ホーム龍生園 2019年3月28日～29日 | 564 |
| 講師派遣事業 | 年間契約で実施したのは、7ヶ所で 33回（1回で2日から3日のところも ある） | 2018年10月7回（13日間）、11月5回 （9日間）、12月6回（12日間）。 2019年1月5回（9日間）、2月5回（9 日間）、3月5回（7日間）。 | 6,022 |
| 教育研修事業 | トップマネジメントセミナー | 会場：国立オリンピック記念青少年 総合センター 2018年11月8日～11月9日 | 268 |
| 出版事業 | | | 10 |

第3期（2018年10月1日～2019年3月31日）事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上